



総務常任委員会資料
2022年(令和4年)12月9日
政策局ジェンダー平等推進室

議案第84号関連資料

あかしジェンダー平等の推進に関する条例の制定について

1 制定の目的

ジェンダー平等の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、ジェンダー平等を推進するための基本的施策を定めることにより、性別等による不平等がなく、市民それぞれが自分の意思で生き方を選ぶことができるようにし、もってすべての人が個性及び能力を十分に発揮することができる社会を実現することを目的とする。

2 条例の概要

(1) 基本理念

- ① 個人の尊重及び個性・能力発揮のための環境整備
- ② 性別等による差別、性暴力等の禁止
- ③ 性別による固定的な役割分担等を反映した制度・慣行の見直し
- ④ あらゆる場におけるすべての人の意思決定過程への参画保障
- ⑤ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の尊重

(2) 条例全体における基本事項

性別等に起因する権利侵害（ハラスメント・性暴力・アウティング等）を禁止

(3) 意思決定過程に係る基本施策等

市職員、事業者、協働のまちづくり推進組織など様々な分野において、性別等にかかわらず意思決定過程へ参画できることを目指す。

(4) その他基本施策

教育、防災、家庭・社会、職場のテーマなど、既に具体的に進めている施策、今後進めようとする施策を例示的に条例に位置付ける。

(5) 推進体制

男女共同参画プランをこの条例に基づく計画として位置付けるとともに、推進体制を整備する。

3 施行期日

2023年（令和5年）4月1日

4 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間 2022年9月28日～10月27日（30日間）

(2) 意見総数 44件（38人）

賛成（35人）、反対（0人）、その他（3人）

(3) 主な意見

- ・ジェンダー平等を確実に、持続的に進めるためにも、条例の制定に賛成。
- ・性別等にかかわらず、意思決定過程に参加したい人が参加できる世の中になることは良いこと。
- ・ハラスメントや性暴力は差別であり、なくしていくべきである。
- ・子どもたちへの教育機会を確保し、ジェンダー平等を当たり前を感じることでできる大人になってもらいたい。
- ・ポスターや分かりやすい冊子などを作成し、市民に周知することが必要。

<条例案の修正点>

- ・第8条第1項に「性暴力の禁止」を追記
- ・第8条第4項中アウティングの説明につき「公にする」を「暴露する」に変更

5 今後の取組の方向性

(1) わかりやすいパンフレットの作成

こどもから高齢者まで幅広い層にジェンダー平等について理解してもらえるよう、漫画を活用するなどわかりやすいパンフレットを作成し配付するとともに、出前講座などで周知啓発を進めます。

(2) ジェンダー平等施策の推進

庁内各部署とも連携しながら、ジェンダー平等推進室が中心となって、条例に基づき、引き続き施策を進めていきます。